

船舶事故調査報告書

令和5年9月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和4年9月29日 02時25分ごろ～02時40分ごろの間） （死亡時刻：9月29日 02時30分ごろ（医師の検案による死亡推定時刻））
発生場所	宮城県石巻市石巻漁港 石巻漁港東防波堤灯台から真方位285° 820m付近 （概位 北緯38° 24.7′ 東経141° 19.9′）
事故の概要	漁船第三福寿丸は、出港中、技能実習生が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和4年10月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三福寿丸、19トン MG2-5712（漁船登録番号）、株式会社福寿丸 20.75m (Lr) × 4.49m × 1.93m、FRP ディーゼル機関、船内機、670.00kW、平成22年6月21日 第210-54463号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年8月14日 免許証交付日 令和元年9月9日 （令和7年8月13日まで有効） 技能実習生A（インドネシア共和国籍） 21歳
死傷者等	死亡 1人（技能実習生A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 水温 約22℃
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員4人（日本国籍3人、インドネシア共和国籍1人）及び技能実習生2人（インドネシア共和国籍）（以下「実習生A」及び「実習生B」という。）が乗り組み、沖合底びき網漁業の操業で石巻漁港魚市場岸壁を離岸する目的で、操舵室に船長及び甲板員1人が、船首楼甲板に甲板員、黒色のキャップ付き帽子を着用した

実習生 A 及び実習生 B 並びに上甲板後部に甲板員 2 人がそれぞれ配置に就いた。(図 1 参照)

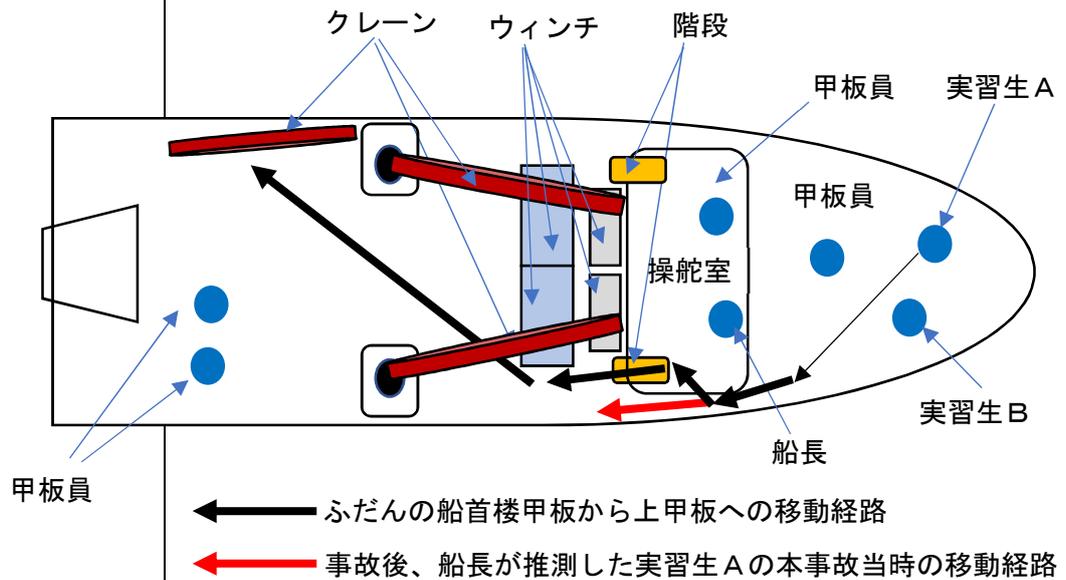


図 1 乗組員配置略図

本船は、令和 5 年 9 月 29 日 02 時 25 分ごろ船長が操舵室右舷側に立って操船に当たり、離岸を開始した。

船長は、本船が離岸して左回頭中の前記時刻ごろ、船首楼甲板で作業を終えた甲板員及び実習生 B が操舵室囲い壁とブルワークの間の右舷側通路を通るのを認め、その後、実習生 A が右舷側通路を通るのを確認した。(写真 1 参照)



写真 1 操舵室後方及び上甲板付近の状況

← 黒い矢印 普段の船首楼甲板から上甲板への移動経路
 ← 赤い矢印 事故後、船長が推測した実習生 A の本事故当時の移動経路

本船は、離岸に当たり、実習生 A をはじめ乗組員が、船首楼甲板及

び上甲板後部に配置した際、ゴム長靴を着用していたものの、作業用救命衣（固型式）を着用していなかった。

船長は、船首楼甲板で作業に当たった3人が、操業の準備の目的で、ふだんどおり通路の突き当たりの囲い壁の後端付近に設けた手すりをつたって囲いを越え、操舵室区画に移動し、同区画の右舷側後端に設置した階段を下りて上甲板後部に向かっているものと思った。

（写真2、3、4参照）



写真2 船首楼甲板及び操舵室付近の状況



写真3 操舵室右舷側の状況



写真4 操舵室後方の右舷側階段付近の状況

船長は、本船が、船首を港口に向けて微速で航行中の02時40分ごろ、実習生Bから実習生Aが上甲板後部に来ない旨の報告を受け、乗組員が手分けして船内及び海面を捜索するも実習生Aを発見することができず、02時45分ごろ海上保安庁に通報した。

船長は、本船を港口付近で反転させ、出航跡に沿って捜索を始め、03時45分ごろ魚市場係留岸壁前の海面において、実習生Aが着用していた黒色のキャップ付き帽子を発見した。

実習生Aは、本船が、来援した巡視船及び海上保安庁の機動救難士と共に捜索中の10時59分ごろ、黒色のキャップ付き帽子が発見された付近（水深約7.8m）の海中において、同機動救難士により発見されて引き揚げられた。

実習生Aは、医師により、死亡推定時刻が9月29日02時30分ごろ、死因は短時間での溺水と検案された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

船長によれば、次のとおりであった。

- (1) 乗組員に作業用救命衣を着用するようふだんから指導していたが、本事故当日は、天気も良く、海上も平穏であり、風も穏やかであったので、着用するよう指示していなかった。
- (2) 実習生Aは、本事故当時、船首楼甲板の右舷側通路を通るのを確認した後、行方不明となったので、ふだんの経路を移動せずに同通路を直進し、ブルワーク上面（幅約15cm）を通行して上甲板に移動しようとし、体勢を崩して落水したと本事故後に思った。
- (3) 実習生Aは、医師による検案の結果、外傷はなく、来日直後の健康診断でも異常はなかった。
- (4) 実習生Aは、泳ぎができると申告していたが、本事故後、イ

	<p>インドネシア共和国を訪問した際、母校の先生から、スポーツマンであったが、泳ぎは不得意であったことを聞いた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>実習生Aの死因は、短時間での溺水であった。</p> <p>実習生Aは、本船が、石巻漁港を出港中、02時25分ごろ船長が船首楼甲板の右舷側通路を通るのを確認した後、実習生Bから実習生Aが上甲板後部に来ない旨の報告を受け、乗組員が手分けして船内及び海面を捜索するも実習生Aを発見することができなかった02時40分ごろの間において、落水して溺水したものと考えられる。</p> <p>本船は、石巻漁港を出港する際、実習生Aが、船首楼甲板の右舷側通路を通り、ふだんの移動経路とは異なるブルワーク上面を通行して上甲板に移動しようとしたことから、体勢を崩して落水し、溺水した可能性があると考えられるが、落水を目撃した乗組員がおらず、落水に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>実習生Aは、ゴム長靴を着用し、泳ぎが不得手であったこと、及び作業用救命衣を着用していなかったことから、体勢を崩して落水し、溺水した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、本事故当時、天気も良く、海上も平穏であり、風も穏やかであったことから、乗組員に作業用救命衣の着用を指示していなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、石巻漁港を出港する際、実習生Aが、落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、甲板上で作業に当たる乗組員に作業用救命衣の着用を励行させること。 ・船長は、乗組員にブルワーク上面を通行しないよう指導すること。

付図1 事故発生場所概略図

